

裏面白紙

外務省設置法の一部を改正する法律案  
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次の  
ように改正する。

第十二條中 「中央連絡協議会  
出入国管理連絡協議会」 を「在外公館等借入金整

理準備審査会」に改める。

第十四條を次のように改める。

第十四條の二を削る

第十七條中 「東北連絡調整事務局 仙台市」 を

「東北連絡調整事務局 仙台市  
関東連絡調整事務局 東京都」 に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中央連絡協議会令（昭和二十四年政令第百三十二号）は、廃

止する。

3 出入国の管理に關する政令（昭和二十四年政令第二百九十九

号）の一部を次のように改正する。

4 第五條を削る。

出入国管理連絡協議会令（昭和二十四年政令第三百二十六号）

は、廃止する。

理由

行政機構簡素化のため、中央連絡協議会及び出入国管理連絡協議会を廃止し、及び占領軍民事部機構の改組に伴い、関東連絡調整事務局を設置する等の必要がある、これがこの法律案を提出する理由である。

裏面白紙